平成２８年（フ）第１４０号
京都市右京区山ノ内苗町40番地の１　コスモワンダータウン209号
債務者　村田佳代子
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
京都市北区大北山原谷乾町81番地19
債務者　室町タクシーこと　渋谷　　実
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
京都市山科区大宅打明町６番地　市住３棟302号
債務者　二角　道子
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
京都市山科区大塚南溝町10―５、住民票上の住所京都市伏見区醍醐柿原町79番地
債務者　小野加奈子
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
京都市北区平野宮本町69番地、前住所京都府舞鶴市字朝代48番地１
債務者　山本　正子（旧姓大田）
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地の８　向島団地６－３棟1202号
債務者　石川知子こと　李　　知子
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６１号
大阪府大阪狭山市池之原３丁目978番地の３
債務者　谷脇管工こと　谷**脇**　義之
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１２８号
堺市南区茶山台３丁22番10―607号、前住所堺市南区高倉台３丁２番１―608号
債務者　佐藤　文夫
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
大阪府藤井寺市川北１丁目35番地の22
債務者　石本　博人
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
堺市堺区香ヶ丘町１丁５番22―204号、前住所堺市堺区遠里小野町１丁３番５号
債務者　山本鮮魚店こと　山本　久司
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
福岡県築上郡築上町大字湊469番地１
債務者　井上　龍太
１　決定年月日時　平成28年２月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
北海道登別市鷲別町２丁目38番地14
債務者　秋元　宏文
１　決定年月日時　平成28年２月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
愛知県一宮市萩原町串作字郷543番地２　エクシブ岩田202号
債務者　大河原恵子
１　決定年月日時　平成28年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４号
福岡県大牟田市大字橘47番地１　立花荘103号
債務者　近藤　　司
１　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４２号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目18番地３　久場川市営住宅９―302
債務者　石川美由紀（旧姓伊藝）
１　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１３７号
千葉県市原市東国分寺台２丁目２番地９　Ａ・Ｙグランディス101
債務者　堤　　英幸
１　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９５号
千葉県市川市妙典１丁目７番10―303号（グランシャリオ）
債務者　藤井　　舞
１　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係